## 管 理 規 程

## 埼玉県公営企業管理規程第二号

玉県 企 業職 人員給与 規程の 部を 改 正 す る 規 程 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 定  $\otimes$ る

令和五年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

玉 企 業 職員 給 与 規程  $\mathcal{O}$ \_ 部 を 改 正 す る 規

を 次 玉  $\mathcal{O}$ ょ う 企 に 改 職 正 員 A 給 与 する 規 程 昭昭 和 兀 十 \_\_ 年 埼 玉県 公営 企 業管 理 規 程 第 五.  $\mathcal{O}$ 部

兀 二条 項」 第  $\mathcal{O}$ 改 第二  $\emptyset$ 項 中 項 「第二十 同 中 条 第二項 そ 八  $\mathcal{O}$ 者」 条 を  $\mathcal{O}$ 次 Ŧī.  $\mathcal{O}$ を ように 第 「当該 \_ 項」 改 職 を 8 員 第二 一十二条 第三条第三項」  $\mathcal{O}$ 兀 第 項 を に 「第三条 改  $\otimes$ る

間 条 用  $\mathcal{O}$ 短時 を就 又は げる 任用 され 地方 。 以 第 間 短 下 た 公 業規 基 孫員法: 勤 準 時 職 七 定年 程第三条第 務 員 条 間 0 職 料 勤 で 規定に 務 同法 月 前 第二十二条 員 職 再 額  $\mathcal{O}$ 属 任  $\mathcal{O}$ 員 第二十二条 うち、 用短 する より に <del>--</del> 適用 項 定め に 職 時  $\mathcal{O}$ 規 務 前 さ 間 兀 定 条 5  $\mathcal{O}$ れ 勤  $\mathcal{O}$ 第 る給料 す れ 級 第二項の 務 兀 た当該 職員」 る勤務 に応じ 第 項 又は 表 項 定年前 規定に 時 とい に規定する短 第二十二条 た (T) 額 定年 間 . う。 で 再任 ょ 除 前  $\overline{\phantom{a}}$ 就 り 再 用 業規程第三条第 定 任  $\mathcal{O}$ て  $\mathcal{O}$ 得た数 短時 めら 用 給 時 五. 短 料 第 間 間 れ 時 月 勤 務 を乗 勤 た 間 額 項 当該 務 勤 は  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ U 職 務 職 規 て得た 員 六 定 職 当該 を占 定 項、 年 員  $\mathcal{O}$ 12 前 定 勤  $\mathcal{O}$ ょ  $\otimes$ 年前 務 る 額 第 再 り 六 任

項 を 二条第三項 第 三条 を 第 七 削 項 n に 同 改 条  $\emptyset$ 第 兀 項 同 項 中 を 「そ 同 条  $\mathcal{O}$ 第三 者」 項 を とす 当 該 職 員 に、 第 三条 第 六

第二条の三第二項中「その者」を「当該職員」に改める。

第三条第 第三項」を 同 第三条第二項 条第 こに、 条第七 満 Ŧī. 程第三条 項、  $\mathcal{O}$ 关 未 端 満 数が 項に 第六 項」 項 「定 「第三条第 第  $\mathcal{O}$ 規定 条 める 第 に 中 あ 又は 数 項 六 る 改 「再 とき め、 す 額 が に 条 第 匹 任 又 る 規 あ 勤務時 用職員」 七条 項」 定 は第 は 再 同 る す 任 条 用短 に、 る 七  $\mathcal{O}$ 第三 き そ 間 は 勤 条  $\mathcal{O}$ 規 定 時 項中 務  $\mathcal{O}$ 端 で を 「そ 12 間 そ 時 規 数 除 の者」 定年 間 定 を ょ 勤  $\mathcal{O}$ 再 で に 切 て ŋ 務 職 任 · 前 ょ 得 定 数 除 ŋ 捨 た数 員 再任 8 用 を を り 定 職 切 7 6 に  $\neg$ て 8 た を乗じ 当該 得 あ 員」 れ 用 1) 短 捨 額 た た 5 9 そ 数 を 職 時 れ 7 7 て得 員 た  $\sqsubseteq$  $\mathcal{O}$ は、 間 を た 「定年前 当該 者 額」 乗 を 勤 に、 その 務職 た額 じ 「定  $\mathcal{O}$ 勤 T 職 得 改 員  $\emptyset$ لح 務 額 再 員  $\neg$ 時 任 8 た る 同  $\mathcal{O}$ 用短時 条第六 勤務 額 額 間 就 業規 を就 に 詩 就  $\mathcal{O}$ 業規 業 程 間 項 規 第三 勤 程 務

該 に 職員」 改 8 十条 に 同  $\mathcal{O}$ 改 条第 見 かる 出 項 中 中 再 任 第三条第三項」 用 短 時 間 勤 務職 を 員  $\neg$ 第三条第 を 「定年 兀 前 項」 再 に、 任 用 短 「そ 時 間  $\mathcal{O}$ 者」 勤 務 を 当

員」に改 第三条第五 十条 第三項 第二項  $\emptyset$ 項」 中 中 を  $\neg$ 「第三条第六 再任 第三条第 用 短 時 項」 間 六 項 勤 務 を 職員」 に、 「第三条第七 を そ 「定年 の者」を 項」 前 再任 に、 「当該職員」 用 短 「その者 一時間 に 勤 改め を 当 員 る 該 職

め、 部分休業」の 休 第十一条第二項 日等及び修学部 乛 修学部分休業」 下に 「又は就業規程第十三条 中 分休  $\neg$ 第十三条 :業]  $\mathcal{O}$ 下 を に 「又は・  $\mathcal{O}$ 「休日等、  $\equiv$ 高齢 を  $\mathcal{O}$ 者 修学 第 五に規定する 部分休 十三条 部分休業及 業」  $\mathcal{O}$ 兀 を \_ 高齢者部分休業」 び高齢者は 加 に 改 え る  $\emptyset$ 部分休業」 規定す を る修 加え、 改

職員 十四条の二第 に こ改める。 \_ 項 並 び に 第十 四条の三第三項及び 第四 項中 「そ  $\mathcal{O}$ 者」 を 当

三十号) 九号) 第 十五条第一項 \_ 」を加える の 下 に 中  $\neg$ 職 職 員 員  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 髙 修 . 齢 学 部 者 部 分 分休 休 業 業 に に関 関 する す る条 条 例 例 平成二十三年 **令** 和 兀 年 埼 埼 玉 県 玉 県 条 第 例

附則に次の見出し及び十一項を加える。

(条例附則第五項から第八項までの規定の運用)

14 条例 臨 時 附 的 則 に 第五 任 頭に 用 さ れ 規定す る職員そ る管理者が定め  $\mathcal{O}$ 他 の法律に る職員 ょ り 任期を定 は、 次に  $\otimes$ 掲げ て 任 る 用 職員 さ れ とす る 職 る 員 及

てバ

常

勤

職

- 職を占 法第二十  $\mathcal{O}$ 規定に 職員 [める職  $\mathcal{O}$ 八条 ょ 定 り延長 年 員 の 二 等 に さ 第 関 れ \_\_ す 項に た る 期 条 間 規 例 定 を含 第 す 九 る異 む 条 第  $\smile$ 動 \_ を延 期 項 間 又 長 は 第二 3 同 れ 条 例 項 た 同 第  $\mathcal{O}$ 規 条 九 条 例 定 第 第 に 六 ょ \_ 条 項 り に 又 地 規 は 方 定 第二 公 す 項 る 員
- る職員 た 職員 員  $\mathcal{O}$ を除 定年等 同条例第二条 に 関 する に 規定 条例 す 第 る 兀 定年 条 第 退 \_ 職 項 又 日 に は 第二 お 11 項 7  $\mathcal{O}$ 次 規 項  $\mathcal{O}$ 定 規 に 定 ょ が ŋ 適 勤 用 務 さ 7 れ 7 V
- 15 及 さ を 分 職員 れる び  $\mathcal{O}$ 条例 七 項 す +  $\mathcal{O}$ 附 員に適 を る 則 場合 す 第五 乗 お る 職務の 用され て T に 頃に 得 は た 規 級並び る給料 額 料 定す 別 表 表 当 第  $\mathcal{O}$ る管理者 表 該 備 に 考」と 当該 額  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ に、 備 給 料月 考 職 が 五. 11 2 員 定 +う。 又  $\mathcal{O}$ 額 8 は 円 受ける号  $\mathcal{O}$ る 別 未 う 額 を適 表第二 ち、 満 は、  $\mathcal{O}$ 用 給 端 第二条第二項 別 に  $\mathcal{O}$ 数 表 応じた を生 な 備 第 考 V \_ じ 及 ŧ  $\mathcal{O}$ 規 額 たときはこ  $\mathcal{O}$ び 定  $\mathcal{O}$ 別  $\widehat{\mathcal{Z}}$ 規定 表第二 す 以  $\mathcal{O}$ に 給 れ ょ が 適  $\mathcal{O}$ を 月 り 項 当 百 額 用

- لح 1) す る て 五. 円 料 表 上 百  $\mathcal{O}$ 未 考 満 を 適  $\mathcal{O}$ 用 端 させ 数 を生 た 額 たと とする き れ を 百 円 に 切 ŋ 上 げ る Ł  $\mathcal{O}$
- 17 前 Ŧī. を 日 ŧ に す 7  $\widehat{\mathcal{Z}}$ と 切 百 特定 る場 条例 適用 十円 を乗 は、  $\mathcal{O}$ 条例 以 分の な り لح  $\mathcal{O}$ を受け 捨 す 給 日 附 下 じ 当 る 合 以 附 る。 七十 料 職 て、 給 則 に 則 上 て 分 則 は 第 員とする 月 料  $\mathcal{O}$ 第六 百  $\mathcal{O}$ 第五 次項に 五十円 を乗じて 額 Ŧī. る 項 円 た 間 月 を計 額」 給料 項の 職員 に 項 未 額 項 満 お E (そ 同  $\mathcal{O}$ 算する お 以 規 規定す 条 لح 表  $\mathcal{O}$ の端数を生じ 規 11 第二項 上百円  $\mathcal{O}$ 得 V 定 う て 11  $\mathcal{O}$ 定 額に、 う。 12 た 備 5 て 「異  $\mathcal{O}$ 場合に 額 考 ょ 適 備 る管理者が  $\overline{\phantom{a}}$ 動 未 **(当** を り 職 中 用 五. 当該 が 適 員が 考 満 日 を受け 「定め + 異動 該 は、 用 Ĺ 適  $\mathcal{O}$ たときは 円 端数 六十 額 職 と 用 未満 前 に、 給料 日 な 員 V 定め る る 基 を  $\mathcal{O}$ 歳 う。 額  $\mathcal{O}$ 職 11  $\mathcal{O}$ 礎給 生じ 五十円· 受け 表 前 に ŧ 員に る 端 達 れを百円 とあ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 日 職員 数を生じたときは 備考を る給 料 たときは に と  $\mathcal{O}$ L 対 未満 当該 た 日 する。 は る 月 前 す 額 、る第五  $\mathcal{O}$ 日 適  $\mathcal{O}$ 職 月 後 に は カュ 他 と 端 員が  $\check{\ \ }$ 用 次 額 に 切 5  $\mathcal{O}$ 数 項に れ しな 引き 11 お 職 り  $\widehat{z}$ 条 「定め う。 を百円 受 上 け を  $\mathcal{O}$  $\sim$ 生 け 続  $\mathcal{O}$ げ い お  $\mathcal{O}$ る 規  $\overline{\phantom{a}}$ じたとき ŧ て 給 最 き 降任 た る 11 定 れ に に  $\mathcal{O}$ V て 料 初 同 額)」とす  $\mathcal{O}$ を 達 切 とす た給 等 月  $\mathcal{O}$ 切 ŋ 額 兀  $\mathcal{O}$ をさ 百 L 用 り捨 は る。 考 を 月 な 上 分 に ۲ 適 げ 11 料 れ  $\mathcal{O}$ 0 て る れ 用 日 た
- 18 条 例 前 附 特 則 定 第六 日 給料 項に 月額 規 定す と  $\mathcal{O}$ ん管理 差 額 に 者 相当 が 定 す 8 る る 額 額 とする は、 備 考 適 用 前 基 礎 給 月 額
- 19 料 員 な  $\mathcal{O}$ 合 月 用  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 前 定に 受け 額を計 ŧ 前 額 項 料 基 が  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 礎 第二条 る ょ 月 規 給料 す 算 り当 給 額 定に す を る場場 第二 超え 月 該 月 ょ 額 額 職 る  $\widehat{\Xi}_{\mathcal{O}}$ 合 項 員 لح る 給 場合 に 備  $\mathcal{O}$ と  $\mathcal{O}$ 料 考適 規定 す は 属  $\mathcal{O}$ 給料 す に る 額 と当該 給 る 用 お に 月 料 職 前 け ょ 額 表 務 特 る り 当該 給料 定 前 を  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 計 備 級 項 日 算 考 に 給 職  $\mathcal{O}$ を す を適 お 料 規 員 支給 定 け る 月  $\mathcal{O}$ 場 用 る最 額 属  $\mathcal{O}$ さ 合 れ 適 す L 高 な とあ 用 る に る 職 職  $\mathcal{O}$ に は 11 号給 ŧ る 0 務 員 給  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ V  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ と 料  $\mathcal{O}$ は T 級 受 表 す 給 は に け る 料 お  $\mathcal{O}$ る 第二条 備 月 同 け 考 額 項 る 料 を 中 最 月  $\widehat{\mathcal{L}}$ 適 当 第 高 額 該  $\mathcal{O}$ 用  $\mathcal{O}$ 項 職  $\mathcal{O}$
- 20 例 定 に 例 則 ょ 員 附 る  $\mathcal{O}$ 則 与 給 給 第七 規 料 与 に関 に関 則 項 に する条 لح す 規 る規 定す 1 う 削 例 る (埼玉県 附 条 第 則 例 Ŧī. 第 附 条 士五 則 人 カュ 第 八事委員: 項 6 六 第 項 第 七  $\mathcal{O}$ 会規 条ま 十 規 七 定 則 で 項 に 7-X $\mathcal{O}$ 準 第 規 定 0 + て  $\mathcal{O}$ 以 九 算 例 下 項 出 に 又 令 は ょ た 第二十 和 る 額 兀 Ł に 年  $\mathcal{O}$ 0 項 لح 改 11 正 7
- 21 は 令 例 和 兀 則 年 第 改 八 正 項 条 に 例 規 附 定す 則 給 る 与 条 規 例 則 附 第 則 八 第 条 六 カュ 項 5  $\mathcal{O}$ 規 + 定 条 に ま 潍 で じ 及 T び 算 第 出 十二条 L た 額  $\mathcal{O}$ に 規 0 定 11  $\mathcal{O}$ 7

例によるものとする。

22 四条第二項の規定の適用に 第六項から第八項まで 条例 附 則 第六項から第八 の規定によ 八項までの 9 1 て は、 り支給される給料の 規定による給料を支給される職員に対 同項中「給料」とある 額との合計 のは、 額」とする。 「給料 . と 附 する第 則

23 る。 があるときは、 5る場合に: 条例附則: 他の 第六項から第八項まで 職員と あら カュ じめ の均衡を著し 管理者の の規定による給料の く失すると認めら 承認を得て、 別段の れるときその他 支給に 取 扱 11 ついて、この とすることが 特別の事情 規定 でき 12

24 で の規定の 附則第十 運用 兀 項 に関 か 5 前 必要な事 項までに定 項 は、 8 るも 管理者が定める。  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か、 条例 附 則 第五 項 か ら第 八項ま

別 表第一 職員」 再任 に改め、 用職員 同 表 以 外 再任用職  $\mathcal{O}$ 職員 員の欄を次のように改める。  $\mathcal{O}$ 中 「再任用 職員」 を 「定年前 再任用短 時

年任時職		基給料		基 給料.		基給料	準		準明額		準月額		準月額		準 月額	基 給料.		基給料。	準明額	基 給料月	準月額
		107	円 700	015	円 200	255.	円	974	円 600	200	円 700	315	円	256	円, 800	200	円, 900	441	円 000	521,	P
		107,	, 700	210,	, 200	200,	. 200	214,	, 600	209,	, 100	510	, 100	330	, 600	309	, 900	441,	. 000	521,	40

定年任時務職員

附則

別

表第八備考中

「その者」

を

「当該職員」

に改める。

(施行期日)

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

1

## (経過措置)

- 2 部 定 に を ょ 玉 ŋ 正 する 勤 11 企 う。 務 法 職 7 律 員 給 11 **令** 則 与 る 職 和三 規 第 員 程 に 年 兀 法 昭 は 項 適 律 カコ 和 第六 用 兀 ら第二十 + な 十三号) 年 い 兀 公営 項 ま 企 業管 で 則 第  $\mathcal{O}$ 三条第 規 理 規程 定 は 五. 第 五. 項 地 号。 又 方 は 公 第六 務員 下 項 法  $\mathcal{O}$ 給  $\mathcal{O}$ 規 与
- 二条第 任 和 程第二 任 る。 月 用 四年 暫定 第二十 額 短 用短 時 再  $\mathcal{O}$ 項に 条 時 間 任 う  $\mathcal{O}$ 玉 ·二 条 県条 5  $\mathcal{O}$ 用 勤 間 う 規 務 5 職 勤 定す 第二 例 同 職 務  $\mathcal{O}$ 暫 員 定再 条第二項 員 第三 職 兀 (職 る 項 員 第 給料 任用 لح +に 員 \_ 規定 11 と 項  $\mathcal{O}$ \_ 号) う。  $\mathcal{O}$ 表 V 職 定 に 規定に う。 年 す 規定 員 0) る で 定 附 等 定年前  $\overline{\phantom{a}}$ 地 に 年 で す 則 を除 る短 第三 ょ 前 あ 方 関 再 る 公務 す り 時 条 当 任 ŧ 再 る 11 員法 該 任用 間勤 第 条 用 た  $\mathcal{O}$ 職 職 匹 短 لح 例 務 員 時 員 L 短 項 等 (昭 時 た  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 間  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 場 属 勤 間 給 職 和 暫 を占 す 務 料 定 勤 部 十 五 る 職 に 務 月 再 を 職 適 任 職 額  $\emptyset$ 員 改 用 年 務 る 用  $\mathcal{O}$ 員 は 正 £ 職  $\mathcal{O}$ さ 法 す 以 当該 級 に れ  $\mathcal{O}$ 律 員 る 掲 に る 下 第二百 を 等 以 応じ 給与 げ 職員 1 「定  $\mathcal{O}$ Ś 下 う。 条 た 基 規 年 が 六 例 程 +額 前 暫定 準 給 再
- に 規定す れ あ 務 地 方公 た を 当 員  $\mathcal{O}$ 務員 乗 を 該 は る じ 職 育 児短時 7 員  $\mathcal{O}$ 11 育児 得  $\mathcal{O}$ に た 勤 た 職 間勤 務 休 額 就業規程第三条第四 員 業等 とす 時 12 間 務を 対 る に を就業規程第三条第一項に す L 関 る とす する  $\mathcal{T}$ 前 項 V る る、 法  $\mathcal{O}$ 規定 律 暫定 項、 伞  $\mathcal{O}$ -成三年 第六条又は 再任用職員 適用 に 法 0 規 律 V へのうち 定す 第七 第 7 百十 は、 条 る · 号 ) 勤  $\mathcal{O}$ 暫定再任用 同 規定に 務 項 第 時 中 間 「とす ょ · 条 で ŋ 短 除 第 定 る 項 7
- $\mathcal{O}$ た当該 項に うち 応 再 定 じ て 任 定 た 同 1定再任 条第二 額 た する給料 用 短 数 時 短 を 間 時 乗じ 項 用 勤 間 就 短 業  $\mathcal{O}$ 表 務 勤 規定に 職員 て得 時 規程 務  $\mathcal{O}$ 定 間 職 第三条 勤 年 た で 員 務 額 ょ 前 あ  $\mathcal{O}$ 職 り るも 再任用短 す 員 当 第 料 る  $\mathcal{O}$ 六 該  $\mathcal{O}$ 月 暫定 勤 項、 と 額 務 時 は 再任 た場合 間 時 第 間 勤 当該 六 用 務 を 条 短 職 暫 又 に 同 定 条 時 適 は 員 第 間  $\mathcal{O}$ 用 第 再 七 勤 さ 任 条 務 項 に れ 用 職 掲 に  $\mathcal{O}$ る 短 げ 規 規 員 時 定 定  $\mathcal{O}$ る 与 間 属 す に 基 規 勤 準 程 る ょ す 勤 る 第 り 職 務 職 定 料 員 務 時 8 が 月 間 額 b  $\mathcal{O}$
- 6 再 任 第 用 短 時 項 間 及 勤 び 第 務 +職 条 員 **第二項** は 定 年前  $\mathcal{O}$ 規 定 再 を適用 任 用 短 する 時 間 勤 務 職 員 4 な 給 与
- 7 二項 及 再 び 項 員  $\mathcal{O}$ は 規 定 定 年 を 前 適 用 再 任 す 用 短 時 間 勤 務 職 員と み な て 給 与 規程 第三条